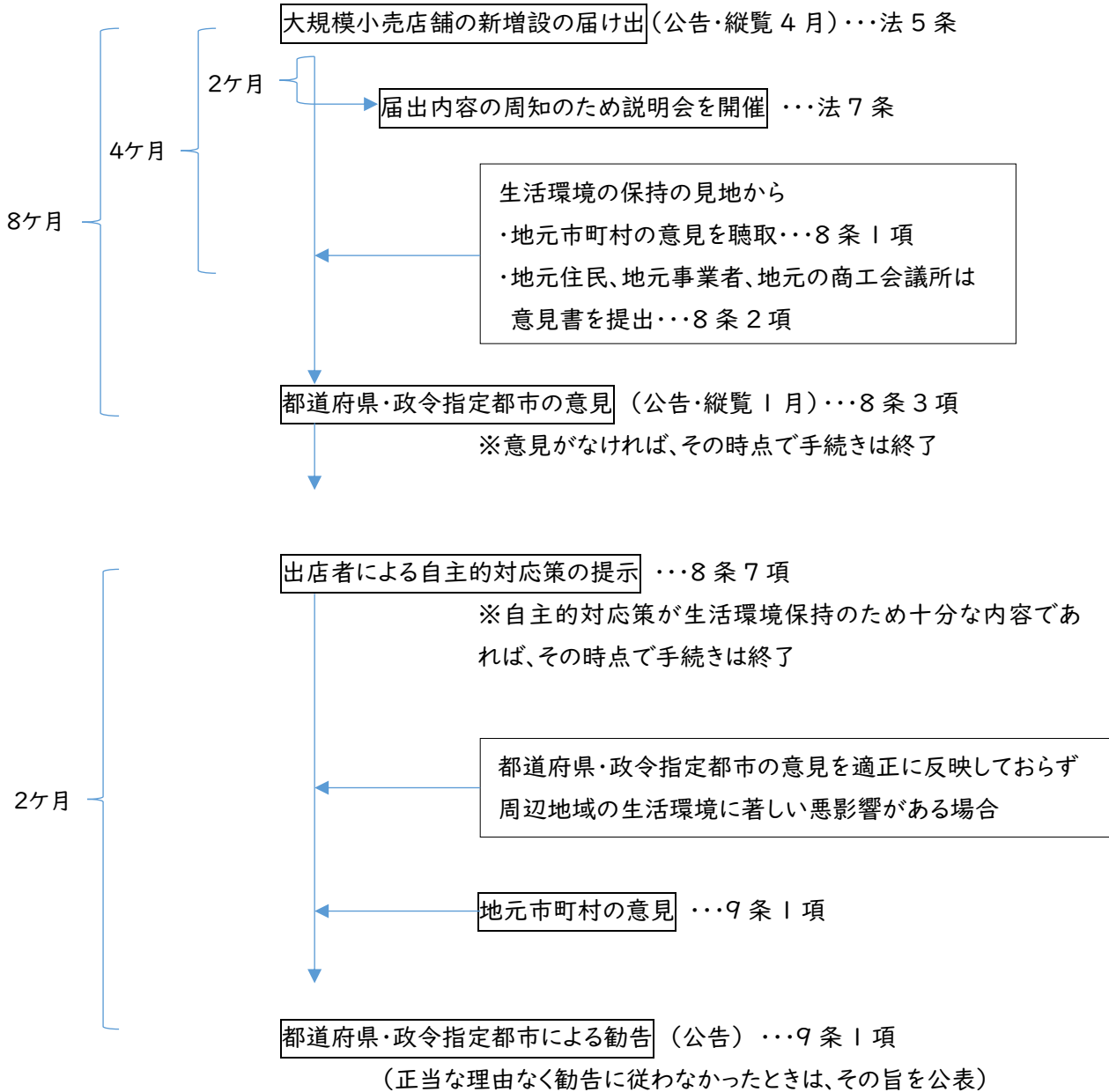


▼大規模小売店舗立地法(大店立地法)の手続きの流れ



※設置者の届出内容について都道府県が意見を提示するまでは8カ月、その意見をふまえた設置者の改善策が提示されてから勧告が行われるまでは2カ月と手続処理の期間が明示されています。その両期間中は大規模小売店舗の事業活動は開始できません。